

住宅再建共済制度の現状と課題

制度創設の理念と経緯	01
制度の現状	03
創設以来の主な情勢の変化と県の財政状況 . . .	07
課題	08
検討の進め方	10



制度創設の理念と経緯

1 理念

- 自然災害の被災者が自立した生活を再建するためには、生活基盤となる住宅の再建が最も重要
⇒ 阪神・淡路大震災の教訓
- 住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により住宅の再建を支援し、被災者の生活基盤の回復を促し、被災地域の早期再生を図る。

兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会による報告書【抜粋】（H17年1月）

- 阪神・淡路大震災からの復興過程で、私達は、直面する様々な困難を、県民、被災者の助け合い・支え合いで乗り越えてきた。
- この経験から、私達は、共に生きることの大切さを学び、このことを大震災の残した教訓として、次代に語り継がなければならない。
- 本調査会が提案する被災者住宅再建共済制度は、このような教訓を仕組みとして後世に伝える「共助」の仕組みである。
- 経済の論理が働く損害保険制度とは異なり、住宅再建の経済的負担を分かち合う、助け合いの精神に基づく相互扶助の制度である。

制度創設の理念と経緯

2 経緯

時 期	主 な 動 き
平成7年10月	兵庫県が住宅地震災害共済保険制度を提唱〔全額共済（保険）、最大1,700万円〕
平成7年12月	兵庫県議会が「新たな保険・共済制度の創設を求める意見書」を採択
平成8年2月～4月	兵庫県議会自民党議員団が全国都道府県を行脚 → 全都道府県議会で意見書採択
平成9年2月	2500万人署名を内閣総理大臣あて提出 （自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議）
平成9年4月	阪神・淡路大震災復興基金による「被災者生活再建支援金」制度創設 兵庫県などが「総合的国民安心システム」を発表
平成10年5月	議員立法により被災者生活再建支援法成立（施行日：平成10年11月6日） 〔生活再建支援制度創設：最大100万円〕
平成12年10月～	「自然災害から国民を守る国会議員の会」が「被災者住宅再建支援法案骨子」を発表したものの、 「私有財産への支援の公共性」について、国、市町村、中央防災会議の間で意見が分かれる
平成15年5月	兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会を設置（座長：室崎益輝消防研究所理事長（当時）） 〔県単独制度実現可能性の検討に着手〕
平成15年7月	全国知事会が都道府県間の相互扶助により、住宅再建支援を行う案を提示
平成16年3月	改正被災者生活再建支援法が成立（施行日：平成16年4月1日） 〔居住安定支援制度創設：最大200万円〕
平成17年1月	兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会の室崎座長が知事に最終報告を提出
平成17年3月	兵庫県住宅再建共済制度条例が県議会で可決（施行日：平成17年9月1日）
平成17年9月	兵庫県住宅再建共済制度スタート

制度の現状

1 負担金と給付金

住宅再建共済（住宅所有者）

あらゆる自然災害を対象とし、負担金及び給付金とも、住宅の性能や築年数に関わらず一律。

被害認定（損害割合）	負担金	給付金		
		建築・購入の場合	補修の場合	建築・購入、補修しない場合
全壊（50％以上）	年額 5,000円	600万円	200万円	10万円
大規模半壊（40％以上50％未満）			100万円	
中規模半壊・半壊（20％以上40％未満）			50万円	
特約 準半壊（10％以上20％未満）H26～	+500円	25万円		10万円

家財再建共済（H22～）

被害認定（損害割合）	負担金	給付金
		購入または修復した場合
全壊（50％以上）	単独加入：年額1,500円 住宅とセット加入：年額1,000円	50万円
大規模半壊（40％以上50％未満）		35万円
中規模半壊・半壊（20％以上40％未満）		25万円
床上浸水		15万円

制度の現状

2 加入状況（R7年3月末現在）

住宅再建共済	166,117戸（9.4%）
うち一戸建て	132,641戸（13.6%）
家財再建共済	58,302戸（2.9%）

※ 対象戸数は、H15住宅土地統計調査に基づく推計値

加入率の推移（住宅再建共済）（%）

R2	R3	R4	R5	R6
9.6	9.6	9.5	9.4	9.4



市町別加入状況（住宅再建共済）（%）

神戸市	7.2	高砂市	13.7	市川町	19.4	豊岡市	15.1
尼崎市	5.5	稲美町	11.9	福崎町	15.5	養父市	15.3
西宮市	7.0	播磨町	13.9	神河町	25.1	朝来市	12.3
芦屋市	6.6	西脇市	11.2	相生市	14.9	香美町	14.3
伊丹市	6.6	三木市	13.5	たつの市	19.9	新温泉町	14.1
宝塚市	7.5	小野市	22.2	赤穂市	12.7	丹波篠山市	12.7
川西市	8.4	加西市	10.5	宍粟市	19.8	丹波市	13.7
三田市	9.0	加東市	11.5	太子町	15.9	洲本市	21.2
猪名川町	11.9	多可町	12.2	上郡町	14.8	南あわじ市	30.4
明石市	9.7	姫路市	8.5	佐用町	30.1	淡路市	17.7
加古川市	12.2						

3 給付金積立資産

（百万円）

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
9,929	10,826	11,709	12,579	13,448

制度の現状

4 給付状況（R7年3月末現在）

累計

住宅再建共済	456戸	695,250千円
家財再建共済	98戸	17,950千円
計	554戸	713,200千円

災害ごとの主な給付実績（住宅再建共済）

H21台風第9号災害	214戸	446,800千円
H25淡路島を震源とする地震	31戸	69,700千円
H26 8月豪雨災害	16戸	33,000千円
H30台風第21号災害	62戸	22,250千円

中規模の災害において、被災者の生活再建
や地域の早期再生に一定の成果あり。



給付を受けた
方の声

簡単な申請手続きですぐに給付され、助かりました。

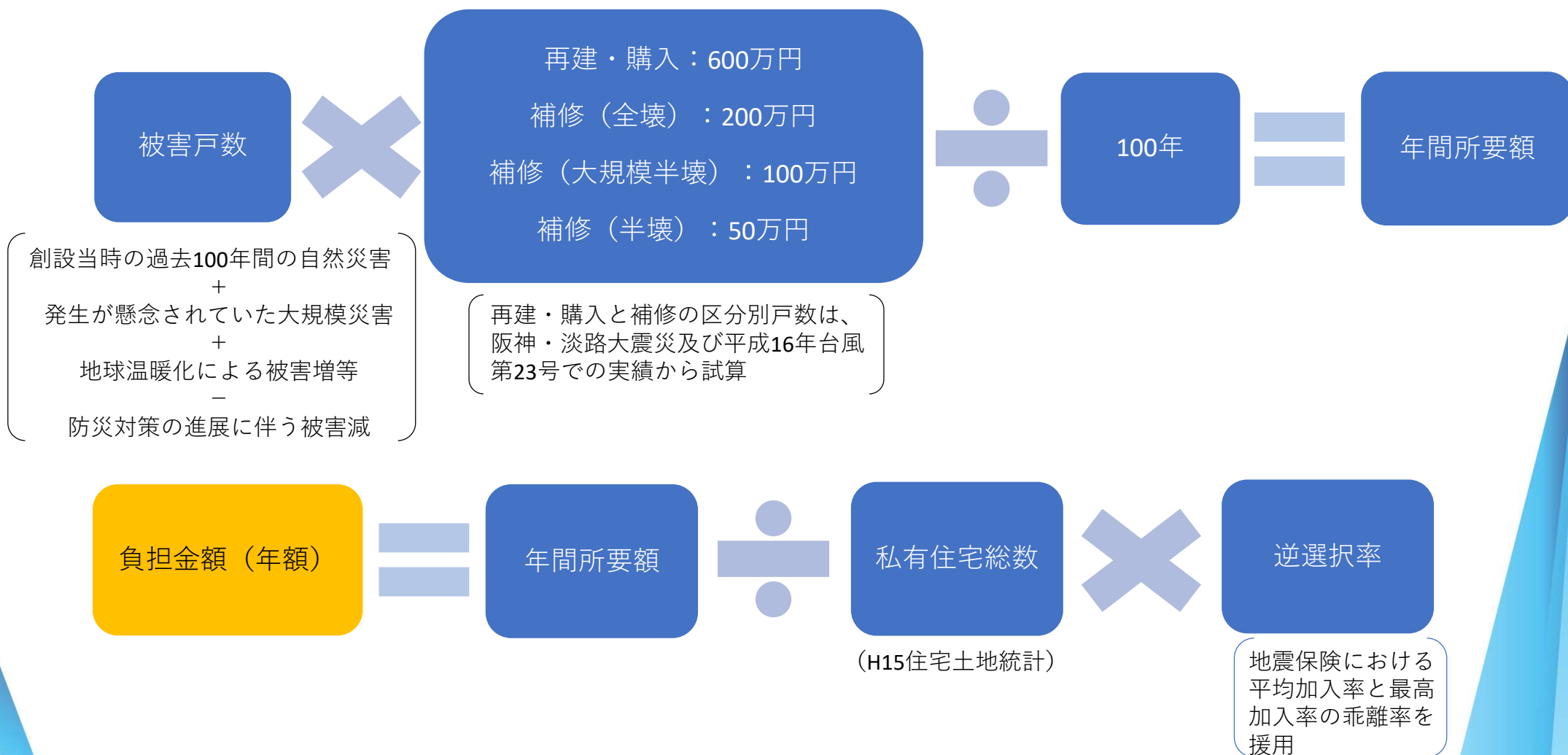
大変重要で役立つ制度だと認識しており、一人でも
多くの方が加入されるべきだと感じました。

水害を対象とする保険が少ないように思いますので、
本当に助かります。

制度の現状

5 負担金の算出方法

- 制度創設時に県内で過去100年間に発生した災害が今後100年間でも発生すると想定
- 「給付金所要額＝負担金総額」を前提とし、理論上100年間の被害を平均的に見た場合に持続可能となるよう設計



創設以来の主な情勢の変化と県の財政状況

南海トラフ地震の被害想定を発表など懸念される災害の大規模化

- 平成17年の創設時は、発生が懸念される大規模災害として山崎断層帯地震と南海地震を想定していたが、政府が平成23年に南海トラフ巨大地震の被害想定を発表。
- 地球温暖化の影響等により、風水害が頻発化・激甚化

給付金に充てる積立資産が不足する懸念

被災者生活再建支援制度による公助の拡大

	制度創設時	現在
対象世帯	● 年収500万円以下 ● 世帯主が45歳以上で年収700万円以下 ● 世帯主が60歳以上で年収800万円以下	要件なし
対象経費	● 生活関係経費（家財購入費等） ● 居住関係経費（解体撤去費、借入金利息等）	使途の制限なし
支給方法	● 必要経費積み上げ方式	定額渡し切り方式

引き続き厳しい財政状況

- 震災関連県債や行革期間中に発行した財源対策債の償還が続くなか、社会保障関係費の増加や長期金利の上昇等の影響により、今後も収支不足額が発生する見込み（令和10年度までの収支不足額160億円）。

課題 1

制度の必要性

- ・創設以降、被災者の生活再建に一定の成果がある一方、公助の拡大とともに民間保険会社による様々な商品が普及。
- ・地震保険を「自助」、本制度を「共助」としてすみ分けているが、加入者が平時から相互に資金を拠出して損害に備える仕組みは、保険や他の共済と同様との意見もあり、こうした仕組みを県が独自に運営する必要性を改めて検討。

【参考：地震保険の契約件数・世帯加入率・付帯率の推移】

	世帯数	契約件数	世帯加入率（％）	火災保険への付帯率（％）
H17（制度創設時）	51,102,005	10,246,735	20.1	40.3
R1	59,071,519	19,545,057	33.1	66.7
R2	59,497,356	20,152,486	33.9	68.3
R3	59,761,065	20,651,685	34.6	69.0
R4	60,266,318	21,095,748	35.0	69.4
R5	60,779,141	21,360,101	35.1	69.7

（注） 1 世帯数には外国人を含む。

2 契約件数、世帯加入率、火災保険への付帯率は、損害保険会社が取り扱っている地震保険のみの数値であり、各種共済は含まない。

（出典）損害保険料率算出機構

課題2

財政的リスクを踏まえた負担金と給付金の水準

- 大規模災害により給付所要額に対して積立資産が不足する場合、県が金融機関と損失補償契約を締結して資金を借り入れるため、**県が将来的に返済を負担しなければならないリスクが生じる。**
- **後年の負担金収入により借入金を返済できなければ、給付金の一部を公助で負担したこととなり、共助としての制度の趣旨を逸脱する結果となる。**
- 負担金と給付金の水準については、財政的リスクのほか、自助・公助・共助のバランスを踏まえた検討を要する。

【制度創設時の考え方】

○住宅の再建に必要な費用

一戸あたり平均床面積（71.7㎡）× 1㎡あたり再建築費用（166千円）＝12,000千円

○建築・購入した場合の給付額

自助：共助＝1：1とし、6,000千円に設定

⇒当時の被災者生活再建支援制度は、住宅本体に充てることができず、対象世帯の要件もあったため、公助として除外したが、現在はこうした制限がない支援金（上限3,000千円）を支給。

